

長野県告示第476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年8月15日

医療機関の名称
日本調剤 中込薬局

所在地
佐久市中込3568-95

長野県知事 阿部 守一
辞退予告期間終了年月日
平成28年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第477号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した天竜奥三河国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、下伊那地方事務所並びに根羽村役場において縦覧に供します。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
茶臼山集団施設地区(園地)	[区域] 下伊那郡根羽村茶臼山及び茶臼山湖周辺

- 2 変更した事項
事業の規模（拡大）

自然保護課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年8月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年8月15日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

- 1 路線名 中野小布施線
- 2 供用を開始する区間
中野市大字三ツ和1110番の1地先から
中野市大字三ツ和1114番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年8月15日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州・長野県物産振興協会
- 3 代表者の氏名
塩原 秀敏
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字中御所字岡田131番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、県内の物産業者並びに県内外の地域住民に対して、物産・観光に関する情報提供や物産の広報宣伝、紹介・あっせん及び販路開拓あるいは観光宣伝等の物産振興、観光振興に関する事業を行い、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひだまり
- 3 代表者の氏名

米澤 はるみ

- 4 主たる事務所の所在地
飯田市駄科1046番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、介護の必要な高齢者及び障害者と家族に対し介護支援事業を行ない、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行なうと共に、高齢者及び障害者の暮らし良い地域、まちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人共に歩む会
- 3 代表者の氏名
原 弓子
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市羽場赤坂2021番地50
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び中国帰国高齢者に対して介護福祉に関する事業を行い、ご家族の方々やご本人の意思を尊重し、ニーズに応えられるサービスをする。

地域に密着した施設での事業のため、利用者様、ご家族様に安心・安全な生活を提供ができる事により、社会に寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人赤いにんじん
- 3 代表者の氏名
丸山 忠吉
- 4 主たる事務所の所在地
飯山市大字下木島258番地

- 5 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、長野県飯山市にある地域の歴史、文化、風土、人と人とのふれあいを大切にし、介護を必要とする痴呆のお年寄りや家族を支援し、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行うと共に高齢者及び障害者の暮らしやすい活力ある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、長野県飯山市にある地域の歴史、文化、風土、人と人とのふれあいを大切にし、介護を必要とする認知症のお年寄りや家族を支援し、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行うと共に高齢者及び障がい者の暮らしやすい活力ある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年 8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南松本複合店舗
松本市大字芳川平田字平田660-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社ケイ・ティ研究所
長野市大字小柴見283
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
開運堂	渡邊 公志郎	松本市中央2-2-15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1

- 4 変更した年月日
平成27年9月1日
- 5 届出年月日
平成27年10月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年8月15日から平成28年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー笹部店

松本市笹部2-20-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社パローホールディングス

岐阜県恵那市大井町180-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) ㈱パロー

(変更後) ㈱パローホールディングス

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
㈱パロー	田代 正美	岐阜県恵那市大井町180-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
㈱パロー	田代 正美	岐阜県多治見市大井町661-1

4 変更した年月日

平成27年10月1日

5 届出年月日

平成27年11月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月15日から平成28年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー塩尻店

塩尻市棧敷原300-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社パローホールディングス

岐阜県恵那市大井町180-1

株式会社あかのれん

愛知県名古屋南区内田橋1-3-19

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) ㈱パロー

(変更後) ㈱パローホールディングス

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
㈱パロー	田代 正美	岐阜県恵那市大井町180-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
㈱パロー	田代 正美	岐阜県多治見市大井町661-1

4 変更した年月日

平成27年10月1日

5 届出年月日

平成27年11月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月15日から平成28年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープびんぐし店

坂城町大字上五明字久保田610ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ちくま農業協同組合

千曲市大字鋳物師屋200

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名
(株)モリキ	佐々木 桂一

(変更後)

名称	代表者氏名
(株)モリキ	高橋 一隆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ちくま農業協同組合	松崎 一男	千曲市大字鋳物師屋200
(株)モリキ	佐々木 桂一	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1
(株)モリキ	高橋 一隆	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

平成26年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年10月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月15日から平成28年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしのいA区画

長野市篠ノ井布施五明587ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	竹内 守雄	長野市篠ノ井布施高田961-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	竹内 守雄	長野市篠ノ井布施高田961-2
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

4 変更した年月日

平成27年4月1日

- 5 届出年月日
平成27年10月7日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年8月15日から平成28年12月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリしののいB区画
長野市篠ノ井布施五明628ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名
(株)モリキ	森 高明

(変更後)

名称	代表者氏名
(株)モリキ	高橋 一隆

- 4 変更した年月日
平成26年4月1日
- 5 届出年月日
平成27年10月7日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間
平成28年8月15日から平成28年12月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリ南長野
長野市水沢上庭3街区1画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内1-5-1
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称)アグリ南長野
(変更後)アグリ南長野
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	竹内 守雄	長野市篠ノ井布施高田961-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

- 4 変更した年月日
平成27年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成27年10月7日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月15日から平成28年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー千曲店

千曲市大字杭瀬下4-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社パローホールディングス

岐阜県恵那市大井町180-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) (株)パロー

(変更後) (株)パローホールディングス

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)パロー	田代 正美	岐阜県恵那市大井町180-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)パロー	田代 正美	岐阜県多治見市大井町1661-1

4 変更した年月日

平成27年10月1日

5 届出年月日

平成27年11月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月15日から平成28年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

水沢上庭10街区複合店舗

長野市水沢上庭10街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

J A三井リース建物株式会社

東京都中央区銀座8-13-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都品川区東五反田2-10-2

(変更後) 東京都中央区銀座8-13-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の

氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ジェイアイエヌ	田中 仁	東京都渋谷区神宮前2-34-17
(株)セリア	川合 宏光	岐阜県大垣市外測2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ジェイアイエヌ	田中 仁	群馬県前橋市川原町2-26-4
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外測2-38

4 変更した年月日

平成26年6月24日ほか

5 届出年月日

平成28年2月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月15日から平成28年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪

長野市三輪9-43-24

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

MULプロパティ株式会社

愛知県名古屋市中区丸の内3-22-24

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) セントラルコンパス(株)

(変更後) MULプロパティ(株)

4 変更した年月日

平成28年2月1日

5 届出年月日

平成28年2月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月15日から平成28年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

県営拾ヶ堰地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営かんがい排水事業

2 工事の着手年月日

平成22年11月30日

3 工事の完了年月日

平成28年5月30日

農地整備課

公告

県営笹賀南部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成28年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業(特定農業用管路等特別対策事業)

2 工事の着手年月日

平成24年4月16日

3 工事の完了年月日

平成28年4月21日

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年8月15日

長野県佐久地方事務所長 佐藤則之

1 許可番号

平成28年7月8日 長野県佐久地方事務所指令28佐地建第27-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢山ノ神166番1、166番2、166番3、166番4、字西屋敷裏向182番5、182番7(第2工区)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

株式会社フージャースコーポレーション

代表取締役 廣岡哲也

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

株式会社フージャースアベニュー

代表取締役 森俊哉

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年8月15日

長野県北信地方事務所長 高田 真由美

1 許可番号

平成28年7月7日 長野県北信地方事務所指令28北信地建第14-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字小田中字前田762、763、764、765、767、768

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字小田中634

悦和産業株式会社 代表取締役 小林 和 幸

都市・まちづくり課